

令和 6 年度 財形貯蓄募集の御案内

(一般財形・住宅財形・年金財形)

申込期間

令和 6 年 7 月 1 日(月)～7 月 10 日(水)

埼玉県教育局教育総務部福利課

電話 048-830-6706

はじめに

福利厚生事業の一環として教職員の計画的な財産形成や住宅取得資金づくり、退職後の生活安定の一助とするため、令和6年度の『財形貯蓄』の新規申込を受け付けます。

是非この機会に加入してください。

財形貯蓄とは、『勤労者財産形成促進法』に基づく制度で、教職員と金融機関が契約した積立金を県教育委員会が毎月の給料や期末・勤勉手当（以下、「給料等」という。）から控除し、金融機関へ預入代行する貯蓄制度です。住宅財形と年金財形については、特典として利子所得の非課税措置（元利合計又は払込保険料累計額550万円まで）が受けられます。

なお、財形貯蓄もペイオフの対象となり、契約金融機関の他の預金等と合算されます。

詳しくは、契約金融機関にお尋ねください。

育児休業を取得される方々へ

育児休業等（子が3歳に達するまで）の期間中は、財形貯蓄の預入れを中断することができます（平成27年4月1日から、財形非課税貯蓄（財形年金）及び財形非課税住宅貯蓄（財形住宅）制度における「育児休業等取得者の継続適用特例」制度がスタート。）。

注意事項

1. 事前の手続が必要です。

育児休業を取得する方が継続適用特例を利用して育児休業期間中に払込みを中断するためには、育児休業の開始日までに、年金財形（住宅財形）を契約している契約金融機関に所定の申告書等を提出する必要があります。

2. 職場復帰直後の払込み再開手續が必要です。

職場復帰直後の払込みを行うべき日（原則、職場復帰後最初の給与支払日）に振り込みを再開していただくことが必要です。

（再開されない場合は、非課税措置の適用が受けられなくなります。）

3. 申告書等は、各契約金融機関にあります。

※一般財形・年金財形・住宅財形の詳細については、末尾のお問合せ先の各取扱金融機関にお尋ねください。

手 続 等

各契約金融機関に育児休業等の継続適用申告書（様式12号）等の提出が必要となります。

個人番号の取扱について

各金融機関では、財形貯蓄の申込手続に関して個人番号を収集し、マイナンバー法に定める利用目的の範囲で取り扱います。

利用目的の詳細については、各取扱金融機関のお問合せ先への照会又はホームページで確認してください。

個人情報の取扱について

各取扱金融機関では、個人情報を、財形貯蓄の申込手続等のほか、各金融機関の利用目的の範囲で取り扱います。

また、埼玉県職員財産形成貯蓄（一般・年金・住宅）の事務手続等に必要な範囲で各取扱金融機関等の間で相互に提供します。

なお、利用目的の詳細については、各取扱金融機関のお問合せ先への照会又はホームページで確認してください。

財形貯蓄の申込み

埼玉県財産形成（貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄）申込書を各所属所に出向いた取扱金融機関の募集担当者から受け取るか、又は取扱金融機関から取り寄せ、申込書に必要事項を記入の上、受付期間内に直接取扱金融機関へ提出してください。

申込受付期間

令和6年7月1日(月)から7月10日(水)まで

加入資格

県から給料の支給を受けている教職員。

ただし、次の教職員は対象となりません。

①臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員、再任用職員
(再任用者は、新規申込みはできません。再任用前からの継続のみできます。)

②出向している教職員（市町村教育委員会等への出向で県から給料の支給を受けていない者。）

なお、年金財形及び住宅財形については申込時現在で満55歳未満の者に限ります。

積立方法

1回の積立額は、1,000円の整数倍で、次のいずれかの方法で積立てができます。
(損害保険会社は、最低積立額が3,000円)

①毎月の給料からの積立て

②毎月の給料と6月・12月の期末・勤勉手当からの併用積立て

(注) 6月と12月の期末・勤勉手当のみの積立てはできません。

給与控除積立開始日

令和6年9月の給料から控除し、積立てを開始します。

加入後の変更

①積立金額の変更……………年1回（新規申込期間に同じ。）

②積立ての中断・再開……………中断・再開しようとする月の前月10日まで。
なお、12月の期末・勤勉手当からの中断は、10月末までに提出。中断期間については、年金財形及び住宅財形について2年未満（一般財形については原則期限なし、ただし損保型は2年の制限あり。）。

ただし、具体的な中断期間の取扱については、取扱金融機関によって異なる場合がありますのであらかじめ契約先の金融機関に御確認ください。

なお、育児休業等の中止・再開についても契約先の金融機関に御確認ください。

③氏名・住所等の変更……………速やかに提出してください。

いずれも直接金融機関に所定の用紙を提出願います。

解約・払出

所定の用紙により直接金融機関に提出願います。

①一部払出……………一般財形の場合は1年経過後からできます。

年金財形は原則としてできません。

住宅財形は目的にかなえばいつでもできます。

②解約……………毎月25日までに申込みできます。

(11月は10日まで)

※なお、一部払出金、解約金を他金融機関へ振り込む場合は、振込手数料がかかる場合があります。

残高の通知

毎年3月及び9月末日現在の残高報告が契約金融機関から加入者あてに直接送付されます。

今後の募集

毎年7月に申込みを受け付けます。

(給与控除積立は9月からとなります。)

一般財形貯蓄制度

■一般財形貯蓄とは

一般財形貯蓄は、教職員が銀行などの金融機関と締結した次の要件を満たす契約に基づき、給料等からの控除によって積立てを行う貯蓄です。

■一般財形貯蓄契約の要件

- ①積立ては、県教育委員会が教職員の給料等から控除して教職員に代って払い込む方法により行うこと。
- ②3年以上の期間にわたって定期的に積み立てること。
- ③積立てを開始してから1年間は払出しをしないこと。
- ④1人1契約に限られること。

■貯蓄の目的は“自由”

財形貯蓄の目的は特に定める必要はなく、

- 教育資金 ●結婚資金 ●レジャー資金 ●不時の備えなど何でも自由です。

■メリット

- ①知らず知らずのうちに財産づくりができます。

積立金は、給料等から控除されますので、手間がかからず知らず知らずのうちに財産づくりができます（ただし、利子・配当・差益については20.315%の分離課税となります。）。

- ②必要なときには、自由に払戻しできます。

1年経過後は必要なときにはいつでも、一部を払戻しできます。

■一般財形貯蓄の預替え制度

一般財形貯蓄に3年以上の期間継続加入している場合、今まで貯蓄していた金融機関との契約を解約して、その貯蓄残高を新しく契約した金融機関に預替えることができます。

ただし、以下の点に留意してください。

- 商品によっては、解約手数料がかかります。
- 新しい金融機関へ預替えるための送金手数料がかかれことがあります（元利金から差し引いて送金となります。）。
- 中途解約利率が適用される場合があります。

■その他

生命保険会社の財形貯蓄積立保険及び損害保険会社の財形貯蓄障害保険は、3,000万円が保険料払込限度額になります。

財形住宅貯蓄制度

■財形住宅貯蓄とは

財形住宅貯蓄は、教職員と金融機関とが下記の要件を満たす契約に基づき、持家としての住宅取得等の頭金づくりを目的として給料等からの控除によって積立てを行う貯蓄です。

■メリット

- ①計画的に住宅資金づくりができます。

積立金は、給料等から控除されますので、手間がかからず計画どおり着実に住宅資金づくりができます。

- ②元利合計550万円まで利子・配当は非課税扱いが受けられます。

住宅財形と年金財形合わせて元利合計550万円（生命保険・損害保険の場合払込保険料累計額で550万円）までの利子は非課税扱いが受けられますので、より早く住宅資金づくりができます。住宅取得等以外の払出し（目的外解約）をしたときは利子・配当・差益について20.315%の課税となります。

■財形住宅貯蓄契約の要件

項目	要件	説明
加入資格	加入者の年齢が「満55歳未満」の教職員。	●申込時現在で満55歳未満であること。
積立方法	県教育委員会が給料等から控除して教職員に代って金融機関に払い込む。	
積立期間	「5年以上」の期間にわたって定期的に積み立てる。	●5年未満でも住宅取得等の頭金へ充当するための払出しはできる。
払出しの制限	住宅取得及び増改築〔一定の要件（75万円を超える工事費用等）を満たすこと〕を目的とする場合に限られる。	●具体的な払出し方法は下欄を参照。
契約の制限	1人1契約に限られる。	●一般財形貯蓄、財形年金貯蓄との併用はできる。

■住宅取得等のための払出しの手続と確認事項

財形住宅貯蓄は、持家としての住宅取得等をするために払出しできることとなっていますが、その場合の手續と確認事項は次のとおりです。

払出し手続（提出書類）

①住宅取得後1年内に全額払い出す場合には次の書類を提出すること。

- ア. 取得した住宅の登記事項証明書の写し（コピー）、住宅の登記簿謄本（抄本）の写し（コピー）のいずれかの書類。
- イ. 住宅の建設工事請負契約書の写し（コピー）、住宅の売買契約書の写し（コピー）、その他領収書等の書類の写し（コピー）のいずれかの書類。
- ウ. 住民票の写し等。
- エ. 増改築の場合は、上記書類の他、建築物の確認通知書の写し（コピー）、確認済証の写し（コピー）、検査済証の写し（コピー）、増改築等工事証明書の写し（コピー）、増改築等工事完了届（工事費用が100万円以下に限る。）のいずれかの書類。

②住宅取得前に一部払い出す場合には次の書類を提出すること。

- ア. 一部払い出し（取得等の費用の額が貯蓄残高の9割のいずれか低い額まで）時に住宅の建設工事請負契約書の写し（コピー）、売買契約書の写し（コピー）（国税局、地方公共団体の公売物件、裁判所の競売物件若しくは特別売却物件又は国有財産の売却物件に係る購入権の決定の通知書の写しを含む。）、住宅の増改築等の工事の請負契約書の写し（コピー）、財形住宅貯蓄契約に係る住宅工事請負契約（売買契約）の締結予定通知書、耐震基準適合証明書の写し（コピー）のいずれかの書類。
- イ. 一部払い出し日から2年以内かつ住宅取得日から1年内に上記①の書類を提出する。その際あわせて残額を払い出すこともできる。

確認事項

- 自己名義の住宅の取得等をしたこと（土地のみの取得は住宅取得とは見なされません）。
 - 払出し日が住宅取得日から1年以内であること。
 - 住宅所在地と職員の住所が同一であること。
 - 住宅の新築・増改築、住宅（中古住宅を含む）の購入については住宅の床面積が50m²以上であること。
 - 中古住宅については築後20年（耐火構造は25年）以内であること。
 - 建築基準法施行令または租税特別措置法施行令の規程に基づく一定の地震に対する安全性に係る基準（耐震基準）に適合するものであること。
 - 住宅取得の費用合計額が財形住宅の払出金額以上であること。
 - 増改築については75万円を超える工事費用であること。
 - 増改築等の工事のうちの居住用の部分に係る工事費用が全体の工事費用の2分の1以上であること。
- ただし、具体的な取扱については、取扱金融機関によって異なる場合があるのであらかじめ、契約金融機関に確認すること。

財形年金貯蓄制度

■財形年金貯蓄とは

財形年金貯蓄は、教職員と金融機関とが下記の要件を満たす契約に基づき、60歳以降に年金として受け取ることを目的として在職中に給料等からの控除によって積立てを行う貯蓄です。この貯蓄には、積立期間、据置期間、年金受取期間を通じ利子非課税扱い(財)を受けられるなどの特典があります。

■メリット

①計画的な老後資金づくりができます。

積立金は、給料等から控除されますので、手間がかからず計画的に個人年金の資金づくりができます。

②退職後も利子非課税扱いが受けられます。

積立期間中はもちろん、据置期間、年金受取期間中も、元利合計550万円までの利子は非課税扱いが受けられます(生命保険、損害保険商品は払込保険料累計額で385万円まで、かつ住宅財形と合算して550万円までが非課税扱いとなります)。年金の受取以外の払出しをしたときは利子・配当・差益に20.315%が課税(生命保険、損害保険商品は差益が一時所得として課税)されます。

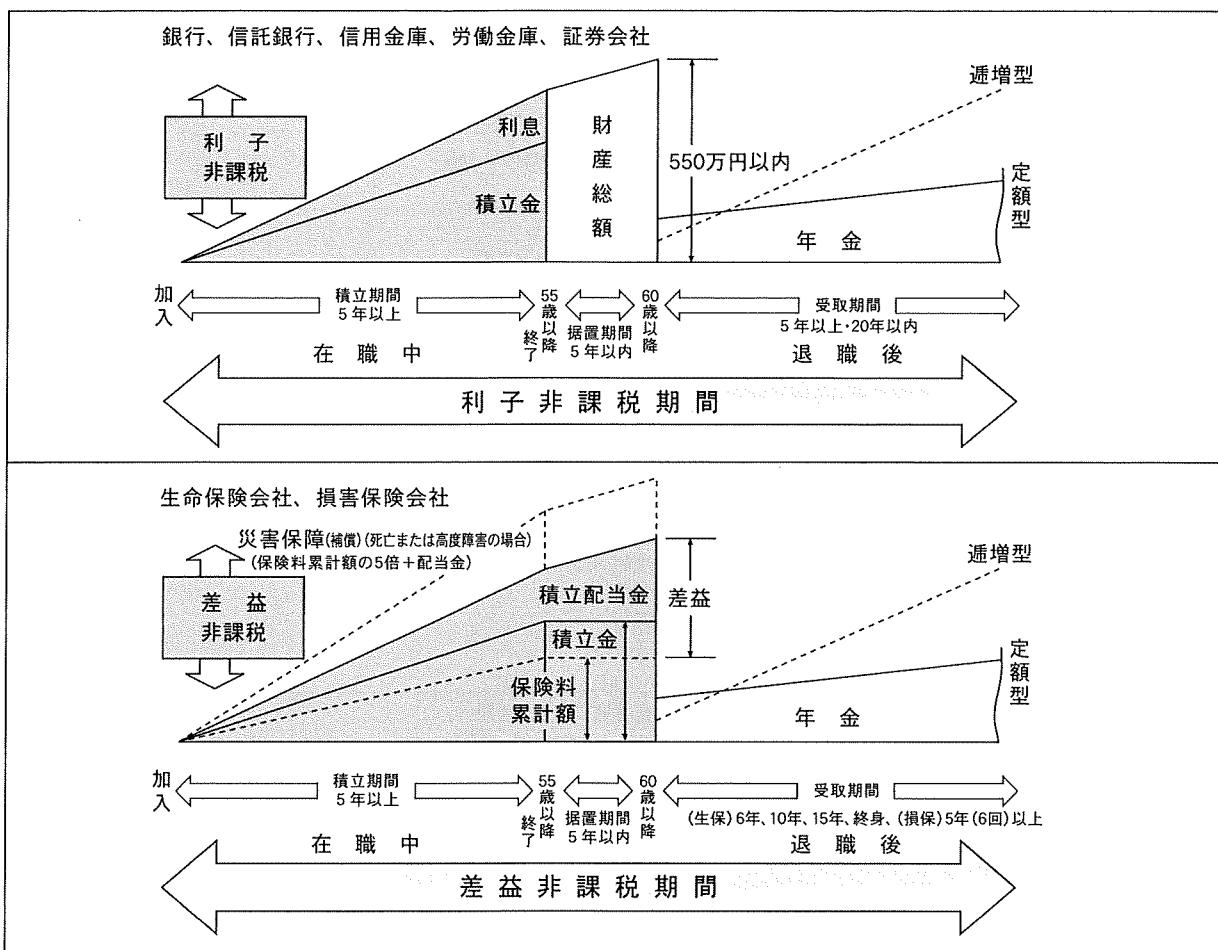
■財形年金貯蓄契約の要件

「申込時に、積立期間、受取開始日、受取方法、受取期間」を指定してください。

なお、それぞれの期間等については、次のような要件があります。

項目	要件	説明
加入資格	加入時の年齢が「満55歳未満」の教職員。	●申込時現在で満55歳未満であること。
積立方法	県教育委員会が給料等から控除して教職員に代って金融機関に払い込む。	●退職金の預入はできない。
積立期間	「5年以上」の期間にわたって毎年一定の時期に積立てる。	●最終積立日は55歳以上となる年月であり、かつ毎月積立ての場合は60か月以上。
据置期間	5年以内の期間で設けることができる。	●据置期間とは、積立終了日から年金受取開始日までの期間をいう。
年金受取期間 年金受取開始日 年金受取期間	満60歳以降の契約応当日。 5年以上20年以内(ただし生保の場合終身も可能、また損保の場合、特に上限はない)の期間にわたって毎年一定の時期に受け取る。	●年金受取開始日とは、第1回目の年金受取日をいう。
年金受取方法	定額、定率通増または定額通増のいずれか。	●取扱金融機関により異なる。
払出しの制限	年金受取以外の払出しをしない。	
契約の制限	1人1契約に限られる。	●一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄との併用はできる。

年金財形のしくみは次のとおりです。



詳細については各取扱金融機関に直接確認してください。

一般財形貯蓄・住宅財形貯蓄の商品概要

*詳細は各社所定のパンフレットを御参照ください。

貯 蓄 の 種 類	貯 蓄 の 概 要	一般財形の場合
		税 率(注)
期日指定定期預金 (都銀・地銀・県信連) (信金・労金)	①積立金は1年複利の期日指定定期で受入れ。 ②満期日にはそれぞれ自動継続されるエンドレス型。	20.315%の源泉分離課税
金 銭 信 託 (信 託 銀 行)	①積立金は金銭信託で受入れ。 ②収益金は自動的に元本に組入れ。 ③予定配当率は各社毎に毎月発表する。 ④半年複利。 (利率調整金は、信託銀行ごとに若干異なることがある。)	20.315%の源泉分離課税
財形定期預金 (新生銀行)	①積立金は、財形定期預金(半年利払型)で受入れ。 ②半年毎の利息は自動的に元本組入れ。 ③1円から無駄なく半年複利で運用。	20.315%の源泉分離課税
株式投資信託 (証券会社)	①積立金で財形専用株式投資信託「財形株投」を購入。 ②一般財形は、株式組入上限30%の「財形株投(一般財形30)」と株式組入上限50%の「財形株投(一般財形50)」の選択が可能。 住宅財形は、株式組入上限30%の「財形株投(年金・住宅財形30)」で運用。 ③株式部分の運用は東証株価指数に連動するシステム運用で行い、残りの部分は、公社債等で運用する。 ④毎年1回、利息等収益を中心に分配を行い、自動的に再投資。 ⑤元本の保証はなし。	収益分配金 および 解約換金時の 利益に対して 20.315%の源泉 分離課税
財形貯蓄積立保険 (生命保険会社)	①お預り金は貯蓄積立保険で運用。 ②毎月又はボーナス時に給与天引により払込まれる保険料から③の災害死亡保障に充てる部分を控除した金額に対しその時の所定の予定利率で付利して積み立てられる。配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定する。運用実績によっては、配当が支払われないこともある。 ③災害による死亡・高度障害の場合事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡・災害高度障害保険金等が支払われる。 (適用金利、解約控除率は、生命保険各社毎に若干異なることがある。) ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更により、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。 変更する場合には、事前にその旨を通知する。	解約・一時払 出し時の利息 相当部分に 20.315%の 源泉分離課税
財形貯蓄傷害保険 財形住宅傷害保険 (損害保険会社)	①毎月又はボーナス時に積立。 ②傷害による死亡または重度後遺障害の場合払込保険料累計額の5倍+契約者配当(ご加入2年目以降)を支払う(契約者配当は保険料のうち積立部分の運用益が予定の額を超えた場合に支払う。)。 ③最低保険料3,000円からの引受。 ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更により、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。 変更する場合には、事前にその旨を通知する。	解約時の利息 相当部分に 20.315%の 源泉分離課税

(注)源泉分離課税には、平成25年1月より25年間、復興特別所得税が加算されます。
(所得税15%×2.1% = 0.315%)

一般財形の場合		住宅財形の場合		貯蓄・契約の保護概要
解約の条件	住宅取得時の払出条件	目的外払出の条件		
①1年経過後、期日指定することにより一部解約が可能。 ②解約手数料なし。	①原則として期間対応利率1年未満は中途解約利率。 ②解約手数料なし。	①払出し時から遡って5年間の利子が20.315%課税。 ②原則として期間対応利率1年未満は中途解約利率。 ③解約手数料なし。		
①所定の解約手数料を差し引く。	①解約手数料なし。	①払出し時から遡って5年間の利子が20.315%課税。 ②所定の解約手数料を差し引く。		預金保険機構により、元本1千万円までとその利息を保護。
①払戻元本1万円につき20円の中途解約調整金が差し引かれる。 但し、利息の総額を超えない。 他行向送金手数料はかかる。	①払戻元本1万円につき20円の中途解約調整金が差し引かれる。 但し、利息の総額を超えない。 他行向送金手数料はかかる。	①払出し時から遡って5年間の利子が20.315%課税。 ②払戻元本10,000円につき10円の中途解約調整金が差し引かれる。 但し、利息の総額を超えない。 他行向送金手数料はかかる。		
①解約手数料なし。	①解約手数料なし。	①払出し時から遡って5年間の収益分配金に対し20.315%課税。 ②解約手数料なし。		・顧客の資産は証券会社の資産と分別して保管され、破綻が生じても顧客の資産はそのまま返還される。 ・返還に支障が生じた場合は、投資者保護基金が1千万円まで補償。
①解約や一部払戻（一部契約）はいつでもできる。 ②2年未満で解約・一部払出しの場合に限り、解約控除がある。 (解約控除率) ・1か月目：0.575%。 ・2か月目以降毎月0.025%ずつ減少し24か月目以降ゼロになる。 ●返戻金が払込保険料累計額を下回ることもある。 積立金は、お払込保険料から災害死亡保険金などの支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定期率を付利して積み立てられたもの。このため、毎月一定額を維続して払込みした場合は、契約後*47か月以内に解約すると、返戻金が払込保険料累計額より少ない金額になる。なお、この期間は、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合等に*47か月を超えることがある。 また、他金融機関からの預替えにより生命保険の財形商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがある。	①住宅取得・増改築等の払出しの場合 は解約控除なし。 (非課税扱)	①住宅取得・増改築以外の払出しの場合 差益(利子部分)に対し20.315%の源泉分離課税扱となる。 ②①の払出しの場合 2年以内の払出しに限り、解約控除がある。 (解約控除率) ・1か月目：0.575%。 ・2か月目以降毎月0.025%ずつ減少し24か月目以降ゼロになる。 ●返戻金が払込保険料累計額を下回ることもある。 積立金は、払込保険料から災害死亡保険金などの支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定期率を付利して積み立てられたもの。このため、毎月一定額を維続して払い込んだ場合は、契約後*47か月以内に解約または生存給付金の払出しすると、返戻金が払込保険料累計額より少ない金額になる。なお、この期間は、途中で保険料を増額した場合、または生存給付金の払出しを行った場合等に*47か月を超えることがある。 また、他金融機関からの預替えにより生命保険の財形商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがある。		生命保険契約者保護機構 ◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがある。 ◆保険会社は、保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構に、会員として加入している。会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られるが、この場合でも、契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがある。
*お取扱いは生命保険会社により異なります。				
①解約手数料なし。	①解約手数料なし。 その時点における積立金と配当金を支払う。	①当初からの利子相当部分が20.315%課税。 ②解約手数料なし。 その時点における積立金と配当金が支払われる。		下記保護概要参照。
保護概要 <ul style="list-style-type: none"> 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金・満期返れい金・基本年金・解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがある。 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、取扱各損害保険会社も加入。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象で引受保険会社が破綻した場合、次のとおり補償される。 <ul style="list-style-type: none"> ①保険金・満期返れい金・基本年金・解約返れい金等は90%まで補償。ただし、破綻後の予定期率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回る場合あり。 ②主務大臣が定める率より高い予定期率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引下がる場合あり。 ③破綻時移行の一定期間内にこの契約を解除される場合、解約返れい金が削減され、90%より補償割合が引下がる場合あり。 				

詳細については各取扱金融機関に直接確認してください。

年金財形貯蓄の商品概要

※詳細は各社所定のパンフレットを御参照ください。

貯蓄の種類	貯蓄の概要	積立期間
財形年金預金 (都銀・地銀・県信連) (信金・労金)	①積立金は1年複利の期日指定定期で受入れ。 ②一定時期に元利合計額をまとめ年金支払回数の同型定期預金に均等額で振分け。 ③それぞれの定期の満期日に元利金を年金給付。	5年以上
財産形成年金信託 (信託銀行)	①積立金は金銭信託で受入れ。 ②収益金は自動的に元本に組入れ。 ③予定配当率は各社毎に毎月発表する。 ④半年複利。 (利率調整金は、信託銀行ごとに若干異なることがある。)	5年以上
財形定期預金 (新生銀行)	①積立金は財形定期預金(半年複利型)で受入れ。 ②年金受取時は当行試算レートで一回あたりの受取額を設定する為、実際の金利水準が試算レートを下回った場合は受取期間が短縮される。 ③1円から無駄なく半年複利(5年毎に利息を元加)で運用。	5年以上
株式投資信託 (証券会社)	①積立金で株式組入上限30%の財形専用株式投資信託「財形株投(年金・住宅財形30)」を購入。 ②株式部分の運用は東証株価指数に連動するシステム運用で行い、残りの部分は、公社債等で運用する。 ③毎年1回、利息等収益を中心に分配を行い、自動的に再投資。 ④元本の保証はなし。	5年以上
財形年金積立保険 (生命保険会社)	①お預り金は年金受取を目的とする貯蓄積立保険で運用。 ②毎月又はボーナス時に給与天引きより払込まれる保険料から③の災害死亡保障に充てる部分を控除した金額に対しその時の所定の予定利率で付利して積み立てられる。配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定する。運用実績によっては、配当金が支払われないこともある。 ③災害による死亡・高度傷害の場合、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡・災害高度障害保険金等が支払われる(年金支払開始日前に死亡、または所定の高度障害状態に該当した場合。)。 ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更により、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。変更する場合には、事前にその旨を通知する。	5年以上 ※賞与のみ積立の場合は6年以上
財形年金傷害保険 (損害保険会社)	①年金支払いを目的とする貯蓄型保険。 ②年金支払開始前の傷害による死亡又は重度後遺障害の場合払込保険料累計額の5倍+契約者配当(加入2年目以降)を支払う(契約者配当は保険料のうち積立部分の運用益が予定の額を超えた場合に支払う。)。 ③最低保険料3,000円からの引受。 ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更により、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。変更する場合には、事前にその旨を通知する。	5年以上

据置期間	受取方法			中途解約の条件	貯蓄・契約の保護概要
	受取期間	受取回数	年金種類		
最終預入日から6か月以上5年以内	5年以上 20年以内	3か月毎 払い	①通増型のみ	①払戻時から遡って5年間の利子が追徴課税。 ②原則として期間対応利率1年末満は中途解約利率。	
最終預入日から3か月以上5年以内	5年以上 20年以内	3か月毎 (年4回)	①定額型 ②通増型	①所定の解約手数料を差し引く。 ②払戻時から遡って5年間の利子が追徴課税。	預金保険機構により、元本1千万円までとその利息を保護。
最終預入日から5年以内	5年以上 20年以内	毎月払い 3か月毎 払い	①定額型 ②定率通増型	①年金受取時は無料。 目的外解約時は10,000円につき20円の中途解約調整金が差し引かれ払出日から遡って5年間の利子に対して20.315%課税。	
据置なしあるいは5年以内	5年以上 20年以内	3か月毎 (年4回)	①定口数型 ②定口数通増型 (3年ごとに 受取口数を 増やす。)	①払出し時から遡って5年間の収益分配金に対し20.315%課税。 ②解約手数料なし。	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の資産は証券会社の資産と分別して保管され、破綻が生じても顧客の資産はそのまま返還される。 返還に支障が生じた場合は、投資者保護基金が1千万円まで補償。
最終預入日から5年以内	確定年金 (6年、10年、15年、15年受取)又は10年保証終身年金(定額型、通増型)から選択できる。 *	年4回受取または年1回受取から選択できる。 *	①確定年金(6年、10年、15年)定額型 ②10年保証終身年金 定額型、通増型から選択 *	①2年末満の場合に限り、解約控除がある。 (解約控除率) ・1か月目: 0.575%。 ・2か月目以降毎月0.025%ずつ 減少し24か月目以降ゼロになる。 (適用金利、解約控除率は生命保険各社毎に若干異なることがある。 ②解約された場合は、原則として要件違反となり、差益に対して一時所得課税扱いとなる。 また、年金開始日以後5年以内に一括払い(解約)された場合、すでに非課税で受け取っている差益に対しても遡及して20.315%源泉分離課税される。 ※返戻金が払込保険料累計額を下回ることもある。 積立金は、払込保険料から災害死亡保険金などの支払いや契約の維持運営にあてられる経費を日々控除したものに、予定利率を付利して積み立てられたもの。このため、毎月一定額を維持して払込んだ場合は、契約後*47か月以内に解約をすると、返戻金が払込保険料累計額より少ない金額になる。 なお、この期間は、途中で保険料を増額した場合等に*47か月を超えることがある。 また、他金融機関からの預替えにより生命保険の財形商品に加入した場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがある。 ③年金開始後の解約について、10年保証終身年金は年金支払開始日以降の解約は取り扱わない。	生命保険契約者保護機構 <ul style="list-style-type: none"> 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがある。 保険会社は、保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構に、会員として加入している。会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られるが、この場合でも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがある。
最終預入日から5年以内	5年、(6回)以上	年1回払	①定額型 ②定額通増型	①手数料なし。 その時点における積立金と配当金が支払われる。 ②中途解約時の解約金等は一時所得として所得税の課税対象となる。 (解約時の差益に対して一時所得扱いが適用される。) ※所定の予定利率で毎月一定額を維持して払込んだ場合は、契約後所定の期間内に解約をすると、返戻金が既払保険料より少ない金額になる。 なお、この期間は途中で保険料を増額した場合、又は一部払出しを行った場合等に所定の期間を超えることがある。	9ページ参照。

*内容については各取扱保険会社にお問い合わせください。

取扱金融機関のお問合せ先

※電話でのお問合せは「平日 9時から17時まで」にお願いします。

	取扱金融機関	郵便番号	住所	TEL	FAX
普通銀行等	◎埼玉りそな銀行 県庁支店	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-822-3321	048-824-1939
	武蔵野銀行 県庁前支店	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-15	048-864-7111	048-863-1752
	中央労働金庫 埼玉県本部	330-8552	さいたま市浦和区高砂4-4-17	048-836-5511	048-844-0099
	埼玉県信連 業務部	330-9001	さいたま市浦和区高砂3-12-9	048-829-3528	048-829-3585
	埼玉県信用金庫		※お問い合わせは最寄りの店舗までお願いします。		
	SBI新生銀行 リテールオペレーション部 財形事務センター	103-8303	東京都中央区日本橋室町2-4-3	0120-511-025	
信託銀行	○三井住友信託銀行 (旧中央三井信託銀行)	浦和支店財務相談課 (新規募集事項) 品川事務センター (退職・住所変更等)	330-0063 141-0031	さいたま市浦和区高砂1-12-1 東京都品川区西五反田7-10-4 ルーフィットスクエア五反田3F	0120-857-330 03-5435-3341
	みずほ信託銀行	浦和支店 信託業務課	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-12-10	03-5435-3347
	三菱UFJ信託銀行	財形事務センター	170-8610	東京都豊島区西池袋1-7-7東京西池袋ビル	0120-311-288
証券会社	○SMBC日興証券	ストック・プラン・ソリューション部	135-8532	東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221 (9:00~16:00)
	野村證券	財形事務センター	103-8790	日本橋郵便局私書箱第185号	0120-148-604
	大和証券	制度事務部 財形事務グループ	135-0016	東京都江東区東陽2-3-2	03-6220-5590 0120-474-047
生命保険会社	○第一生命	東京団体事務課 財形グループ	135-8120	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲キューピックガーデン	042-338-3221 0120-998-665
	日本生命	東京職域 サービスセンター	108-0014	東京都港区芝4-1-23 三田NNビル	0120-981-535
	朝日生命	企業保険部(財形保険)	206-8611	東京都多摩市鶴牧1-23	0120-330-323
	住友生命	年金サービス室 財形グループ	540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	0120-307-506 スミセイコールセンター
	明治安田生命	浦和支社	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-14-18 高砂センタービル5F	048-829-2745
	大樹生命	お客さまサービスセンター 年金共済・財形管理グループ	277-8655	千葉県柏市東上町8-18	04-7162-3246
損害保険会社	○三井住友海上	埼玉支店 埼玉第二支社	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	048-853-6523 0120-274-272
	あいおいニッセイ 同和損保	埼玉支店 さいたま第一支社	338-8557	さいたま市中央区上落合1-12-16	050-3462-8326
	損害保険ジャパン	埼玉中央支店さいたま支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-821 損保ジャパン大宮ビル6階	048-648-6063

※◎は総幹事金融機関、○は幹事金融機関

※三井住友信託銀行(旧住友信託銀行)については、新規の受付は行っていません。既に加入されている方の積立金額の変更等のみを行っています。

三井住友信託銀行(旧住友信託銀行) コンサルティング営業課 ☎330-8511 さいたま市大宮区大門町1-32

TEL 0120-353-284 FAX 048-647-4645

退職・住所変更等の連絡先: 法人事務センター ☎560-8572 大阪府豊中市新千里西町1-1-3 TEL 0120-684-648

※富国生命については、新規の受付は行っていません。既に加入されている方の積立金額の変更等のみを行っています。

富国生命 団体収納サービスグループ 財形担当 ☎270-1352 千葉県印西市大塚2-10

TEL 0476-47-5207 FAX 0476-47-5319

※マニュライフ生命(第百生命からの移転契約)については、新規及び増額の受付は行っていません。既に加入されている方の取扱の変更等のみを行っています。

マニュライフ生命 収納グループ 企業保険チーム ☎163-1430 新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー30階 TEL 03-6331-6620

財形貯蓄申込書等の記載例(教)

新規申込み記載例(一般財形)

〈注意〉 数種類の貯蓄を申し込まれる場合は、それぞれ別用紙を使用してください。
訂正する場合は2条線で抹消しお届け印を押印してください。

給与と管理システムで使用している所属所コード印・氏名コード印を使用してください。1及び3から5枚目までもれなく押してください。
※ゴム印がない場合は、直接記入可。

お届け印と同じ印を1枚目に押してください。

住所は自宅の住所を記入してください。

希望する金額を記入してください。ただし千円の整数倍です。
期末・勤勉手当のみでの積立はできません。
期末勤勉手当を積立しない場合は金額欄を「0(ゼロ)」としてください。

埼玉県教育委員会 福利課長殿		埼玉県財産形成住宅貯蓄申込書(教) 令和XX年07月05日		申込日を記入してください。																																																																																									
		(金融機関用) 様式1号		お届け印(口座開設印)は、1及び3から5枚目までもれなく押印してください。																																																																																									
1. 私は裏面記載の事項を承認のうえ 一般 貯蓄を申込みます。(一般、住宅、年金のいずれかを記入する)		2. 氏名、住所、お届け印、所属所等(ゴム印は4カ所必要です)		加入者 ↓ 取扱金融機関																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>所属名・所属所コード (ゴム印使用)</td> <td>XXXXX学校 XXXXXX</td> <td>お届け印</td> <td>埼玉</td> <td>カナ氏名 サイタマ タロウ</td> </tr> <tr> <td>氏名・職員番号 (ゴム印使用)</td> <td>埼玉太郎 009383</td> <td>性別</td> <td>(男) 2. 女 生年月 平成XX年01月27日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カナ住所</td> <td>サイタマシオオミヤク</td> <td>郵便番号</td> <td>330-0000</td> <td>連絡先 048-647-0000</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>さいたま市大宮区1-1-1</td> <td>所属所 電話番号</td> <td colspan="2">048-824-0001</td> </tr> </table>		所属名・所属所コード (ゴム印使用)	XXXXX学校 XXXXXX	お届け印	埼玉	カナ氏名 サイタマ タロウ	氏名・職員番号 (ゴム印使用)	埼玉太郎 009383	性別	(男) 2. 女 生年月 平成XX年01月27日		カナ住所	サイタマシオオミヤク	郵便番号	330-0000	連絡先 048-647-0000	住所	さいたま市大宮区1-1-1	所属所 電話番号	048-824-0001		3. 希望の金融機関 右枠の中から一つ金融機関を選んで下記に記入してください。		○○銀行																																																																					
所属名・所属所コード (ゴム印使用)	XXXXX学校 XXXXXX	お届け印	埼玉	カナ氏名 サイタマ タロウ																																																																																									
氏名・職員番号 (ゴム印使用)	埼玉太郎 009383	性別	(男) 2. 女 生年月 平成XX年01月27日																																																																																										
カナ住所	サイタマシオオミヤク	郵便番号	330-0000	連絡先 048-647-0000																																																																																									
住所	さいたま市大宮区1-1-1	所属所 電話番号	048-824-0001																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蓄の種類</th> <th>取扱金融機関名</th> <th>貯蓄の種類</th> <th>取扱金融機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期日指定定期預金</td> <td>埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫</td> <td>財形定期預金</td> <td>新生銀行</td> </tr> <tr> <td>金銭信託</td> <td>三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行</td> <td>財形積立保険</td> <td>第一生命、日本生命、明治安田生命、朝日生命、住友生命、大樹生命</td> </tr> <tr> <td>株式投信</td> <td>SUMBCI興証券、野村證券、大和証券</td> <td>財形貯蓄傷害保険</td> <td>三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン日本興亜</td> </tr> </tbody> </table>		貯蓄の種類	取扱金融機関名	貯蓄の種類	取扱金融機関名	期日指定定期預金	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫	財形定期預金	新生銀行	金銭信託	三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行	財形積立保険	第一生命、日本生命、明治安田生命、朝日生命、住友生命、大樹生命	株式投信	SUMBCI興証券、野村證券、大和証券	財形貯蓄傷害保険	三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン日本興亜	4. 積立金額、積立期間、年金受取期間等(1.で選んだ一般財形、住宅財形、年金財形の内、一つだけについて、数字または〇印で記入して下さい)																																																																									
貯蓄の種類	取扱金融機関名	貯蓄の種類	取扱金融機関名																																																																																										
期日指定定期預金	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫	財形定期預金	新生銀行																																																																																										
金銭信託	三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行	財形積立保険	第一生命、日本生命、明治安田生命、朝日生命、住友生命、大樹生命																																																																																										
株式投信	SUMBCI興証券、野村證券、大和証券	財形貯蓄傷害保険	三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン日本興亜																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一般財形</th> <th colspan="3">住宅財形</th> <th colspan="3">年金財形(積立期間35年以上)</th> </tr> <tr> <td>積立開始日</td> <td>令和年 月</td> <td>積立期間</td> <td>積立開始日</td> <td>令和年 月</td> <td>積立期間</td> <td>積立期間</td> <td>令和年 月</td> <td>月まで</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XX09</td> <td></td> <td>間3年以上</td> <td></td> <td></td> <td>間5年以上</td> <td>毎月の給料</td> <td>年</td> <td>月の契約応答日</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>給料</td> <td>千円</td> <td>積立額</td> <td>給料</td> <td>千円</td> <td>期末勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>期末勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100千円</td> <td>期末勤勉手当</td> <td>12月</td> <td>200千円</td> <td>12月</td> <td></td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td colspan="9">証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="9">1 株式投資信託〇〇 2 株式投資信託〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="9">※証券会社への申込みの場合は記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="9">※個人番号</td> </tr> </tbody></table>		一般財形			住宅財形			年金財形(積立期間35年以上)			積立開始日	令和年 月	積立期間	積立開始日	令和年 月	積立期間	積立期間	令和年 月	月まで	XX09		間3年以上			間5年以上	毎月の給料	年	月の契約応答日	積立額	給料	千円	積立額	給料	千円	期末勤勉手当	6月	千円	期末勤勉手当	6月	100千円	期末勤勉手当	12月	200千円	12月		12月	証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。									1 株式投資信託〇〇 2 株式投資信託〇〇									※証券会社への申込みの場合は記入してください。									※個人番号									<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">記入方法等☆</th> </tr> <tr> <td>1. 住所は市、郡以降からご記入ください。</td> <td>2. 年金財形の受取開始欄は60歳以降の月を記入してください。</td> <td>3. 住宅財形・年金財形を申し込む場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。</td> <td>5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		記入方法等☆			1. 住所は市、郡以降からご記入ください。	2. 年金財形の受取開始欄は60歳以降の月を記入してください。	3. 住宅財形・年金財形を申し込む場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。	4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。	5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。	
一般財形			住宅財形			年金財形(積立期間35年以上)																																																																																							
積立開始日	令和年 月	積立期間	積立開始日	令和年 月	積立期間	積立期間	令和年 月	月まで																																																																																					
XX09		間3年以上			間5年以上	毎月の給料	年	月の契約応答日																																																																																					
積立額	給料	千円	積立額	給料	千円	期末勤勉手当	6月	千円																																																																																					
期末勤勉手当	6月	100千円	期末勤勉手当	12月	200千円	12月		12月																																																																																					
証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。																																																																																													
1 株式投資信託〇〇 2 株式投資信託〇〇																																																																																													
※証券会社への申込みの場合は記入してください。																																																																																													
※個人番号																																																																																													
記入方法等☆																																																																																													
1. 住所は市、郡以降からご記入ください。	2. 年金財形の受取開始欄は60歳以降の月を記入してください。	3. 住宅財形・年金財形を申し込む場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。																																																																																											
4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。	5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">税務署長殿 財産形成非課税住宅貯蓄申告書</th> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td> <td>個人番号</td> <td>お届け印</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">下記の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>受入機関の営業所等</td> <td>最高限度額</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>非課税扱いの申告をする最高限度額</td> <td>所在地</td> <td>百万 十万 万 千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td>名称</td> <td>0 0 0</td> <td>預貯金 合同運用信託 有価証券 生命保険の保険料 損害保険の保険料</td> </tr> <tr> <td>※すでに非課税扱いの申告している最高限度額</td> <td>所在地</td> <td>0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務先</td> <td>名称</td> <td colspan="2">さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td>所在地</td> <td colspan="2">さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>賃金の支払者</td> <td>名称</td> <td colspan="2">埼玉県</td> </tr> <tr> <td>個人番号/法人番号</td> <td>1 0 0 0 0 2 0 1 1 0 0 0 1</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>勤務先の長の印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※欄に記載した事項は事実に相違ありません。</td> </tr> </tbody> </table>		税務署長殿 財産形成非課税住宅貯蓄申告書			令和 年 月 日	個人番号	お届け印	フリガナ			氏名			住所			下記の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。			区分	受入機関の営業所等	最高限度額	種別	非課税扱いの申告をする最高限度額	所在地	百万 十万 万 千	円	法人番号	名称	0 0 0	預貯金 合同運用信託 有価証券 生命保険の保険料 損害保険の保険料	※すでに非課税扱いの申告している最高限度額	所在地	0 0 0		勤務先	名称	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号		法人番号	所在地	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号		賃金の支払者	名称	埼玉県		個人番号/法人番号	1 0 0 0 0 2 0 1 1 0 0 0 1	令和 年 月 日	勤務先の長の印	※欄に記載した事項は事実に相違ありません。				一般財形の場合は記入は不要となります。																																			
税務署長殿 財産形成非課税住宅貯蓄申告書																																																																																													
令和 年 月 日	個人番号	お届け印																																																																																											
フリガナ																																																																																													
氏名																																																																																													
住所																																																																																													
下記の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。																																																																																													
区分	受入機関の営業所等	最高限度額	種別																																																																																										
非課税扱いの申告をする最高限度額	所在地	百万 十万 万 千	円																																																																																										
法人番号	名称	0 0 0	預貯金 合同運用信託 有価証券 生命保険の保険料 損害保険の保険料																																																																																										
※すでに非課税扱いの申告している最高限度額	所在地	0 0 0																																																																																											
勤務先	名称	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号																																																																																											
法人番号	所在地	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号																																																																																											
賃金の支払者	名称	埼玉県																																																																																											
個人番号/法人番号	1 0 0 0 0 2 0 1 1 0 0 0 1	令和 年 月 日	勤務先の長の印																																																																																										
※欄に記載した事項は事実に相違ありません。																																																																																													

埼玉県教育局教育総務部福利課

電話 048-830-6706

新規申込み記載例(住宅財形)

〈注意〉 数種類の財形を申し込みされる場合は、それぞれ別用紙を使用してください。
訂正する場合は2条線で抹消しお届け印を押印してください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 給与管理システムで使用している所属所コード印・氏名コード印を使用してください。1及び3から5枚目までもれなく押してください。 <small>※ゴム印がない場合は、直接記入可。</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> お届け印と同じ印を1枚目に押してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 住所は自宅の住所を記入してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 希望する金額を記入してください。ただし千円の整数倍です。 期末・勤勉手当のみでの積立はできません。 期末勤勉手当を積立しない場合は金額欄を「0(ゼロ)」としてください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 2. 3 のうちいずれか1つを○印で囲んでください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 住宅財形の申込みをする場合は下段を抹消してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 記入不要です。 </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 埼玉県財産形成貯蓄申込書 教 令和XX年07月05日 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 金融機関用 様式1号 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 申込日を記入してください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 1. 私は裏面記載の事項を承認のうえ 住宅 貯蓄形貯蓄を申込みます。(一般、住宅、年金のいずれかを記入する) </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 2. 氏名、住所、お届け印、所属所等 (ゴム印は4カ所必要です) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所属名・所属所コード (ゴム印使用)</td> <td style="width: 30%;">XXXXX学校 XXXXXX</td> <td style="width: 10%;">お届け印</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">埼玉</td> </tr> <tr> <td>氏名・員員番号 (ゴム印使用)</td> <td>埼玉太郎 009383</td> <td>カナ氏名</td> <td>サイタマ タロウ</td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td>1.男 2.女</td> <td>生年月日</td> <td>昭和XX年01月27日</td> </tr> <tr> <td>カナ住所</td> <td>サイタマシオミヤク</td> <td>郵便番号</td> <td>330-0000</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>さいたま市大宮区1-1-1</td> <td>連絡先</td> <td>048-647-0000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所属所</td> <td>048-824-0001</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 3. 希望の金融機関 石枠の中から一つ金融機関を選んで下記に記入してください。 ○○銀行 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 4. 積立金額、積立期間、年金受取期間等 (1.で選んだ一般財形、住宅財形、年金財形の内、一つだけについて、数字または○印で記入してください) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 33%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">一般 財 形</th> </tr> <tr> <th>積立開始日</th> <th>令和年 月</th> <th>積立期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立開始日</td> <td></td> <td>間3年以上</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>給料</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>期末</td> <td>6月</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>12月</td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 33%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">住 宅 財 形</th> </tr> <tr> <th>積立開始日</th> <th>令和年 月</th> <th>積立期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立開始日</td> <td>XX09</td> <td>間5年以上</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>給料</td> <td>10 千円</td> </tr> <tr> <td>期末</td> <td>6月</td> <td>50 千円</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>12月</td> <td>100 千円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 33%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">年 金 財 形 (積立期間は5年以上)</th> </tr> <tr> <th>積立期間</th> <th>令和 年 月 から 令和 年 月 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月の給料</td> <td>千円 生保の場合 資の契約満了日の前月迄</td> </tr> <tr> <td>期末勤勉手当</td> <td>6月 千円 12月 千円</td> </tr> <tr> <td>受取開始</td> <td>令和 年 月 から 受取日 各金融機関定めた方法による。</td> </tr> <tr> <td>生保の場合</td> <td>歳の契約応答日</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> ☆ 記入方法等 ☆ <ol style="list-style-type: none"> 住所は市、都以降からご記入ください。 年金財形の受取開始は60歳以降の月を記入してください。 住宅財形、年金財形を申し込む場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印も忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 記入不要です。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 上記申込書で記入した金融機関名を記入してください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 同時に年金財形に加入する場合は、その金融機関名と限度額を記入してください。今回申込み(住宅財形)の限度額と合わせて550万円を超えることはできません。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> お届け印 (口座開設印)は、1及び3から5枚目までもれなく押印してください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 一般財形・年金財形欄は何も記入しないでください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 申込日と同じ日を記入してください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 上記申込書のお届け印と同じ印を1から5枚目までもれなく押印してください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 所属長は内容を点検確認の上、1及び3から5枚目に所属長印(公印)を押印してください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 上記の区分により該当種別欄を○で囲んでください。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 1/5 </div>	所属名・所属所コード (ゴム印使用)	XXXXX学校 XXXXXX	お届け印	埼玉	氏名・員員番号 (ゴム印使用)	埼玉太郎 009383	カナ氏名	サイタマ タロウ	性別	1.男 2.女	生年月日	昭和XX年01月27日	カナ住所	サイタマシオミヤク	郵便番号	330-0000	住所	さいたま市大宮区1-1-1	連絡先	048-647-0000			所属所	048-824-0001	一般 財 形			積立開始日	令和年 月	積立期間	積立開始日		間3年以上	積立額	給料	千円	期末	6月	千円	勤勉手当	12月	千円	住 宅 財 形			積立開始日	令和年 月	積立期間	積立開始日	XX09	間5年以上	積立額	給料	10 千円	期末	6月	50 千円	勤勉手当	12月	100 千円	年 金 財 形 (積立期間は5年以上)			積立期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	毎月の給料	千円 生保の場合 資の契約満了日の前月迄	期末勤勉手当	6月 千円 12月 千円	受取開始	令和 年 月 から 受取日 各金融機関定めた方法による。	生保の場合	歳の契約応答日
	所属名・所属所コード (ゴム印使用)	XXXXX学校 XXXXXX	お届け印	埼玉																																																																						
氏名・員員番号 (ゴム印使用)	埼玉太郎 009383	カナ氏名	サイタマ タロウ																																																																							
性別	1.男 2.女	生年月日	昭和XX年01月27日																																																																							
カナ住所	サイタマシオミヤク	郵便番号	330-0000																																																																							
住所	さいたま市大宮区1-1-1	連絡先	048-647-0000																																																																							
		所属所	048-824-0001																																																																							
一般 財 形																																																																										
積立開始日	令和年 月	積立期間																																																																								
積立開始日		間3年以上																																																																								
積立額	給料	千円																																																																								
期末	6月	千円																																																																								
勤勉手当	12月	千円																																																																								
住 宅 財 形																																																																										
積立開始日	令和年 月	積立期間																																																																								
積立開始日	XX09	間5年以上																																																																								
積立額	給料	10 千円																																																																								
期末	6月	50 千円																																																																								
勤勉手当	12月	100 千円																																																																								
年 金 財 形 (積立期間は5年以上)																																																																										
積立期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで																																																																									
毎月の給料	千円 生保の場合 資の契約満了日の前月迄																																																																									
期末勤勉手当	6月 千円 12月 千円																																																																									
受取開始	令和 年 月 から 受取日 各金融機関定めた方法による。																																																																									
生保の場合	歳の契約応答日																																																																									

新規申込み記載例(年金財形)

〈注意〉 数種類の財形を申し込まれる場合は、それぞれ別用紙を使用してください。
訂正する場合は2条線で抹消お届け印を押印してください。

<p>給与管理システムで使用している所属所コード印・氏名コード印を使用してください。1及び3から5枚目までれなく押してください。※ゴム印がない場合は、直接記入可。</p> <p>お届け印と同じ印を1枚目に押してください。</p> <p>住所は自宅の住所を記入してください。</p> <p>希望する金額を記入してください。ただし千円の整数倍です。 期末・勤勉手当のみでの積立はできません。 期末勤勉手当を積立しない場合は金額欄を「0(ゼロ)」としてください。</p> <p>年金財形の申込みをする場合は、上段を抹消してください。</p> <p>記入不要です。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">申込日を記入してください。</p> </div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid black; border-radius: 5px; text-align: center;"> <p>埼玉県財産形成 貯蓄 住宅貯蓄 年金貯蓄 申込書 (教)</p> <p>令和XX年07月05日</p> <p style="text-align: right;">(金融機関用) 様式1号 加入者 ↓ 取扱金融機関</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 私は裏面記載の事項を承認のうえ 年金 財形貯蓄を申込みます。(一般、住宅、年金のいずれかを記入する)</p> <p>2. 氏名、住所、お届け印、所属所等(ゴム印は4カ所必要です)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>所属名・所属所コード (ゴム印使用)</td> <td>XXXXX 学校 XXXXXX</td> <td>お届け印</td> <td>埼玉</td> </tr> <tr> <td>氏名・職員番号 (ゴム印使用)</td> <td>埼玉 太郎 009383</td> <td>カナ名</td> <td>サイタマ タロウ</td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td>①男 ②女</td> <td>生年月日 (昭和/平成)</td> <td>XX年01月27日</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>330-0000</td> <td>連絡先</td> <td>048-647-0000</td> </tr> <tr> <td>カナ住所</td> <td>サイタマシオオミヤク</td> <td>所 属 所</td> <td>048-824-0001</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>さいたま市大宮区1-1-1</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>3. 希望の金融機関 右枠の中から一つ金融機関を選んで下記に記入してください。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">〇〇銀行</p> <p>貯蓄の種類 取扱金融機関名 貯蓄の種類 取扱金融機関名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>期日指定</td> <td>埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫</td> <td>定期預金</td> <td>新生銀行</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫</td> <td>財形積立</td> <td>第一生命、日本生命、明治安田生命、保険</td> </tr> <tr> <td>金銭信託</td> <td>三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三井UFJ信託銀行</td> <td>保険</td> <td>朝日生命、住友生命、太樹生命</td> </tr> <tr> <td>株式投信</td> <td>SMBC日興証券、野村證券、大和証券</td> <td>財形貯蓄</td> <td>三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、傷害保険</td> </tr> </table> <p>4. 積立金額、積立期間、年金受取期間等(1.で選んだ一般財形、住宅財形、年金財形の内、一つだけについて、数字または〇印で記入して下さい。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一般財形</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">住宅財形</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年金財形 (積立期間5年以上)</td> </tr> <tr> <td>積立開始日</td> <td>令和年 月</td> <td>積立期間 3年以上</td> <td>積立開始日</td> <td>令和年 月</td> <td>積立期間 5年以上</td> <td>積立期間</td> <td>令和XX年09月から 令和XX年03月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>給料</td> <td>千円</td> <td>積立額</td> <td>給料</td> <td>千円</td> <td>毎月の給料</td> <td>10千円</td> <td>生保の場合は□歳の契約応答日</td> </tr> <tr> <td>期末勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>千円</td> <td>期末勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>千円</td> <td>期末勤勉手当</td> <td>6月 50千円</td> <td>12月 100千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>千円</td> <td></td> <td>12月</td> <td>千円</td> <td>受取開始</td> <td>令和XX年03月から</td> <td>受取日 各金融機関所定の方法による。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。</td> <td colspan="3">該当に〇</td> <td>生保の場合</td> <td colspan="2">歳の契約応答日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 株式投資信託①</td> <td colspan="3">2 株式投資信託②</td> <td colspan="3">※該当会社への申込みの場合は記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※個人番号</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">☆記入方法等☆</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <p>1. 住所は市、都に降りかからご記入ください。 2. 年金財形の受取開始欄は60歳以降の月を記入してください。 3. 住宅財形・年金財形を申し込み場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。 4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。 5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記申込書で記入した金融機関名を記入してください。</p> <p>同時に住宅財形に加入する場合は、その金融機関名と限度額を記入してください。今回申込み(年金財形)の限度額と合わせて550万円を超えることはできません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>今回新規に始める年金財形の限度額を決めて記入してください。 この額を超えて積立てはできません。 550万円以下の金額を記入してください。(生命保険、損害保険商品は385万円以下の金額を記入してください)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>所属長は内容を点検認の上、1及び3から5枚目に所属長印(公印)を押印してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>お届け印(口座開設印)は、1及び3から5枚目までれなく押印してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一般財形・住宅財形欄は何も記入しないでください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>最終積立日は、55歳以上となる年月で、かつ積立期間が5年以上になるよう記入してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>60歳以上となる年月を記入してください。 生保の場合は年齢を記入してください。 (注)最終積立日から受取開始日までの期間は5年以内であること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>受取方法、受取期間欄の申込内容に〇印で囲んでください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申込日と同じ日を記入してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記申込書と同じ印を1から5枚目までれなく押印してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>預貯金 合同運用信託 有価証券 生命保険の保険料 損害保険の保険料</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各信託銀行 各証券会社 各生命保険会社 各損害保険会社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記の区分により該当種別欄を〇で囲んでください。</p> </div> </div>	所属名・所属所コード (ゴム印使用)	XXXXX 学校 XXXXXX	お届け印	埼玉	氏名・職員番号 (ゴム印使用)	埼玉 太郎 009383	カナ名	サイタマ タロウ	性別	①男 ②女	生年月日 (昭和/平成)	XX年01月27日	郵便番号	330-0000	連絡先	048-647-0000	カナ住所	サイタマシオオミヤク	所 属 所	048-824-0001	住 所	さいたま市大宮区1-1-1			期日指定	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫	定期預金	新生銀行	定期預金	埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫	財形積立	第一生命、日本生命、明治安田生命、保険	金銭信託	三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三井UFJ信託銀行	保険	朝日生命、住友生命、太樹生命	株式投信	SMBC日興証券、野村證券、大和証券	財形貯蓄	三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、傷害保険	一般財形			住宅財形			年金財形 (積立期間5年以上)			積立開始日	令和年 月	積立期間 3年以上	積立開始日	令和年 月	積立期間 5年以上	積立期間	令和XX年09月から 令和XX年03月まで		積立額	給料	千円	積立額	給料	千円	毎月の給料	10千円	生保の場合は□歳の契約応答日	期末勤勉手当	6月	千円	期末勤勉手当	6月	千円	期末勤勉手当	6月 50千円	12月 100千円		12月	千円		12月	千円	受取開始	令和XX年03月から	受取日 各金融機関所定の方法による。	証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。			該当に〇			生保の場合	歳の契約応答日		1 株式投資信託①			2 株式投資信託②			※該当会社への申込みの場合は記入してください。			※個人番号									☆記入方法等☆									<p>1. 住所は市、都に降りかからご記入ください。 2. 年金財形の受取開始欄は60歳以降の月を記入してください。 3. 住宅財形・年金財形を申し込み場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。 4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。 5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。</p>								
所属名・所属所コード (ゴム印使用)	XXXXX 学校 XXXXXX	お届け印	埼玉																																																																																																																																	
氏名・職員番号 (ゴム印使用)	埼玉 太郎 009383	カナ名	サイタマ タロウ																																																																																																																																	
性別	①男 ②女	生年月日 (昭和/平成)	XX年01月27日																																																																																																																																	
郵便番号	330-0000	連絡先	048-647-0000																																																																																																																																	
カナ住所	サイタマシオオミヤク	所 属 所	048-824-0001																																																																																																																																	
住 所	さいたま市大宮区1-1-1																																																																																																																																			
期日指定	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫	定期預金	新生銀行																																																																																																																																	
定期預金	埼玉県信用農業協同組合連合会、埼玉県信用金庫	財形積立	第一生命、日本生命、明治安田生命、保険																																																																																																																																	
金銭信託	三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三井UFJ信託銀行	保険	朝日生命、住友生命、太樹生命																																																																																																																																	
株式投信	SMBC日興証券、野村證券、大和証券	財形貯蓄	三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、傷害保険																																																																																																																																	
一般財形			住宅財形			年金財形 (積立期間5年以上)																																																																																																																														
積立開始日	令和年 月	積立期間 3年以上	積立開始日	令和年 月	積立期間 5年以上	積立期間	令和XX年09月から 令和XX年03月まで																																																																																																																													
積立額	給料	千円	積立額	給料	千円	毎月の給料	10千円	生保の場合は□歳の契約応答日																																																																																																																												
期末勤勉手当	6月	千円	期末勤勉手当	6月	千円	期末勤勉手当	6月 50千円	12月 100千円																																																																																																																												
	12月	千円		12月	千円	受取開始	令和XX年03月から	受取日 各金融機関所定の方法による。																																																																																																																												
証券会社で株式投資信託を希望する場合は、下記の1または2のいずれかに〇印をつけて下さい。			該当に〇			生保の場合	歳の契約応答日																																																																																																																													
1 株式投資信託①			2 株式投資信託②			※該当会社への申込みの場合は記入してください。																																																																																																																														
※個人番号																																																																																																																																				
☆記入方法等☆																																																																																																																																				
<p>1. 住所は市、都に降りかからご記入ください。 2. 年金財形の受取開始欄は60歳以降の月を記入してください。 3. 住宅財形・年金財形を申し込み場合は非課税申告書の氏名、住所、個人番号、お届け印もお忘れなく。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。 4. 非課税最高限度額は住宅財形と年金財形合わせて550万円以下になるように記入してください。 5. 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。</p>																																																																																																																																				

指定・変更届の記載例(一般・住宅・年金)

給与管理システムで使用している所属所コード印・氏名コード印を使用してください。1及び3から5枚目までもれなく押してください。
※ゴム印がない場合は、直接記入可。

〈注意〉一般・住宅・年金財形ごとにそれぞれ別用紙を使用してください。
期末勤勉手当を中止する場合は、金額欄に「0(ゼロ)」を必ず記入してください。
訂正する場合は2条線で抹消しお届け印を押印してください。

<p>すべての事項について変更前の内容で記入してください。(住所は郡・市以降より自宅の住所を記入してください)</p> <p>契約した金融機関名、財形貯蓄の種類、口座番号を記入してください。</p> <p>住所、氏名を変更する場合にのみ変更後の内容で記入してください。</p> <p>積み立てを中断・再開する場合にのみいずれかを○で囲み、その事由を()内に記入してください。</p> <p>非課税限度額を変更する場合にのみ変更後の内容で記入してください。(住宅・年金財形のみ)</p> <p>(新規申込期間のみ受付)積立金額を変更する場合のみ変更後の内容で記入してください。期末勤勉手当を中断する場合は金額欄に「0(ゼロ)」を、変更しない場合は現在の積立金額を必ず記入してください。</p> <p>変更後の氏名、住所を記入してください。</p> <p>最終積立日は、55歳以上となる年月で、かつ積立期間が5年以上になるよう記入してください。生保の場合は年齢を記入してください。</p>	<p>変更前のお届け印を1枚目に押印してください。</p> <p>埼玉県財産形成住宅貯蓄指定・変更届(教) 令和XX年07月05日 加入者 ↓ 取扱金融機関</p> <p>氏名、住所、お届け印、所属所等(氏名、住所等を変更する場合、変更前を記入してください。ゴム印は4カ所必要です) 所属名・所属所コード(ゴム印使用) XXXX学校 お届け印 埼玉 氏名・職員番号(ゴム印使用) 球玉太郎 009383 カナ名 サイタマ タロウ 性別 1男 2女 生年月日 令和平成XX年01月27日 郵便番号 330-0000 連絡先 048-647-0000 住所 さいたま市大宮区1-1-1 所属所電話番号 048-824-0001</p> <p>次の財産形成貯蓄について1~3のとおり指定、変更いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取扱金融機関名</td> <td style="width: 30%;">財形貯蓄の種類(該当に○)</td> <td style="width: 40%;">財形貯蓄の口座番号(証券番号・契約番号) ※証券会社の場合は、個人番号を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>○○銀行</td> <td>0.一般財形 1.住宅財形 9.年金財形</td> <td>1234567</td> </tr> </table> <p>1. 指定・変更内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新カナ氏名 オオミヤ タロウ 新氏名 大宮 太郎 新カナ住所 サイタマシオミヤク 新住所 さいたま市〇〇区銀座1-1-1 印鑑変更 1.紛失 2.都合により</td> <td style="width: 50%;">新連絡先 048-621-3111 新郵便番号 330-0000 お届け印 埼玉 変更前 変更後 大宮</td> </tr> </table> <p>2. 中断・再開、非課税最高限度額、積立金額変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">中断・再開 1.中断 2.再開 事由(平成〇〇年〇〇月から再開、育児休業から復帰) 非課税最高限度額を 3:00 万円に変更し、この貯蓄の預入限度額を同額にしてください。</td> <td style="width: 50%;">積立金額変更 毎月の給料 5 千円 期末勤勉手当(6月) 1:00 千円 期末勤勉手当(12月) 1:00 千円</td> </tr> </table> <p>3. 年金財形に関する指定・変更(変更後に○または数字を記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">積立期間変更 積立終了年月を 令和 年 月 に変更します。年金受取開始日変更 令和 年 月 に変更します 生保の場合 歳の契約日の前まで</td> <td style="width: 50%;">生保の場合 歳の契約応答日 に変更します</td> </tr> <tr> <td>年金受取方法 非課税、年金、年金、年金 年金受取期間 等の変更 1.定期型 2.増増型</td> <td>A.5年間 B.7年間 C.10年間 D.15年間 E.20年間 F.その他()年間に変更します 生命保険 確定期型 G.6年、H.10年、I.15年 終身年金型 J.10年保証定期 K.10年保証増</td> </tr> </table> <p>☆記入方法等☆</p> <ol style="list-style-type: none"> 印鑑を紛失した場合には、本書の届け出の前に契約金融機関への事前連絡が必要です。 積立金額の変更は毎年1回です。 氏名、住所、非課税限度、個人番号の変更を行う場合、右下の「財産形成非課税住宅・年金貯蓄限度額変更・異動申告書」へも記入が必要となります。ただし、一般財形の場合は申告書の記入不要です。 記入後は、本人控と所属長控を取り外し、御加入の金融機関へ提出ください。 <p>税務署長殿 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更・異動申告書 令和XX年7月5日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名 オオミヤ タロウ 住所 さいたま市〇〇区銀座1-1-1 個人番号 123456789012 お届け印 大宮</td> <td style="width: 50%;">種別 預貯金 契約運用信託 有価証券 生命保険 損害保険</td> </tr> <tr> <td>変更前の最高限度額 200,000,000 ※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 100,000,000</td> <td>変更後の最高限度額 300,000,000 ※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 100,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">異動事項 氏名 埼玉太郎 住所 さいたま市大宮区1-1-1 個人番号 1000020110001 勤務先名 埼玉県(埼玉県教育委員会) 支払者名 埼玉県 財産形成貯蓄の受け入れ機関の名稱 法人番号 営業所等 令和年月日 この年月を受取る場合は個人番号 令和年月日 ※欄に記載した事項は事実に相違ありません。 令和年月日</td> </tr> </table>	取扱金融機関名	財形貯蓄の種類(該当に○)	財形貯蓄の口座番号(証券番号・契約番号) ※証券会社の場合は、個人番号を記入してください。	○○銀行	0.一般財形 1.住宅財形 9.年金財形	1234567	新カナ氏名 オオミヤ タロウ 新氏名 大宮 太郎 新カナ住所 サイタマシオミヤク 新住所 さいたま市〇〇区銀座1-1-1 印鑑変更 1.紛失 2.都合により	新連絡先 048-621-3111 新郵便番号 330-0000 お届け印 埼玉 変更前 変更後 大宮	中断・再開 1.中断 2.再開 事由(平成〇〇年〇〇月から再開、育児休業から復帰) 非課税最高限度額を 3:00 万円に変更し、この貯蓄の預入限度額を同額にしてください。	積立金額変更 毎月の給料 5 千円 期末勤勉手当(6月) 1:00 千円 期末勤勉手当(12月) 1:00 千円	積立期間変更 積立終了年月を 令和 年 月 に変更します。年金受取開始日変更 令和 年 月 に変更します 生保の場合 歳の契約日の前まで	生保の場合 歳の契約応答日 に変更します	年金受取方法 非課税、年金、年金、年金 年金受取期間 等の変更 1.定期型 2.増増型	A.5年間 B.7年間 C.10年間 D.15年間 E.20年間 F.その他()年間に変更します 生命保険 確定期型 G.6年、H.10年、I.15年 終身年金型 J.10年保証定期 K.10年保証増	氏名 オオミヤ タロウ 住所 さいたま市〇〇区銀座1-1-1 個人番号 123456789012 お届け印 大宮	種別 預貯金 契約運用信託 有価証券 生命保険 損害保険	変更前の最高限度額 200,000,000 ※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 100,000,000	変更後の最高限度額 300,000,000 ※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 100,000,000	異動事項 氏名 埼玉太郎 住所 さいたま市大宮区1-1-1 個人番号 1000020110001 勤務先名 埼玉県(埼玉県教育委員会) 支払者名 埼玉県 財産形成貯蓄の受け入れ機関の名稱 法人番号 営業所等 令和年月日 この年月を受取る場合は個人番号 令和年月日 ※欄に記載した事項は事実に相違ありません。 令和年月日		<p>届出日を記入してください。</p> <p>変更前の印を1及び3から5枚目までもれなく押印してください。</p> <p>変更後の印を1及び3から5枚目までもれなく押印してください。</p> <p>該当欄を○で囲んでください。</p> <p>満60歳以降の年月を記入してください。</p> <p>受取方法、受取期間欄の変更項目を○で囲んでください。</p> <p>いずれか一方を抹消してください。</p> <p>届出日を記入してください。</p> <p>変更後のお届け印を1枚目から5枚目までもれなく押印してください。</p> <p>預貯金 埼玉りそな銀行、武蔵、新生銀行、県信連、信金、労金 合同運用信託 各信託銀行 有価証券 各証券会社 生命保険 各生命保険会社 損害保険 各損害保険会社</p> <p>上記の区分により該当別欄を○で囲んでください。</p>
取扱金融機関名	財形貯蓄の種類(該当に○)	財形貯蓄の口座番号(証券番号・契約番号) ※証券会社の場合は、個人番号を記入してください。																				
○○銀行	0.一般財形 1.住宅財形 9.年金財形	1234567																				
新カナ氏名 オオミヤ タロウ 新氏名 大宮 太郎 新カナ住所 サイタマシオミヤク 新住所 さいたま市〇〇区銀座1-1-1 印鑑変更 1.紛失 2.都合により	新連絡先 048-621-3111 新郵便番号 330-0000 お届け印 埼玉 変更前 変更後 大宮																					
中断・再開 1.中断 2.再開 事由(平成〇〇年〇〇月から再開、育児休業から復帰) 非課税最高限度額を 3:00 万円に変更し、この貯蓄の預入限度額を同額にしてください。	積立金額変更 毎月の給料 5 千円 期末勤勉手当(6月) 1:00 千円 期末勤勉手当(12月) 1:00 千円																					
積立期間変更 積立終了年月を 令和 年 月 に変更します。年金受取開始日変更 令和 年 月 に変更します 生保の場合 歳の契約日の前まで	生保の場合 歳の契約応答日 に変更します																					
年金受取方法 非課税、年金、年金、年金 年金受取期間 等の変更 1.定期型 2.増増型	A.5年間 B.7年間 C.10年間 D.15年間 E.20年間 F.その他()年間に変更します 生命保険 確定期型 G.6年、H.10年、I.15年 終身年金型 J.10年保証定期 K.10年保証増																					
氏名 オオミヤ タロウ 住所 さいたま市〇〇区銀座1-1-1 個人番号 123456789012 お届け印 大宮	種別 預貯金 契約運用信託 有価証券 生命保険 損害保険																					
変更前の最高限度額 200,000,000 ※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 100,000,000	変更後の最高限度額 300,000,000 ※すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 100,000,000																					
異動事項 氏名 埼玉太郎 住所 さいたま市大宮区1-1-1 個人番号 1000020110001 勤務先名 埼玉県(埼玉県教育委員会) 支払者名 埼玉県 財産形成貯蓄の受け入れ機関の名稱 法人番号 営業所等 令和年月日 この年月を受取る場合は個人番号 令和年月日 ※欄に記載した事項は事実に相違ありません。 令和年月日																						

両方合せて550万円を超えることはできません。
この場合は、すでに100万円住宅財形で申告していて、今回年金財形で200万円を300万円に変更しようとする記載例です。

変更後の氏名、住所を記入してください。
変更前の氏名、住所を記入してください。

所属長は内容を点検認の上、1及び3から5枚目に所属長印(公印)を押印してください。

〈注意〉右下の税務署長あて申告書は、住宅財形又は年金財形で、かつ、非課税最高限度額・氏名・住所・個人番号を変更する場合に記入し、それ以外の場合は記入しないでください。